

食品安全委員会第 429 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 4 月 26 日（木） 13：59～15：18

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

（厚生労働省からの報告）

（2）平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

（農林水産省からの報告）

（3）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・器具・容器包装

食品用器具又は容器包装に再生紙を使用することに関する規格基準の設定

（厚生労働省からの説明）

（4）農薬専門調査会における審議結果について

・「エトフメセート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ピリメタニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「フェンピラザミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（5）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（6）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「アリルオキシシルアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統」に係る食品健康影響評価について

（7）平成 24 年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査対象課題の案について

(8) 食品安全関係情報 (3月31日～4月13日収集分) について

(9) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官、
前田評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 平成24年度食品健康影響評価依頼予定物質について

資料1-2 いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の依頼の今後の進め方について

資料2 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価予定物質 (平成24年度) について

資料3-1 食品健康影響評価について

資料3-2 食品健康影響評価について (食品用器具及び容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めることについて)

資料4-1 農薬専門調査会における審議結果について<エトフメセート>

資料4-2 農薬専門調査会における審議結果について<ピリメタニル>

資料4-3 農薬専門調査会における審議結果について<フェンピラザミン>

資料5 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統>

資料6 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アリアルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統>

資料 7－1 平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）

資料 7－2 平成 24 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）

資料 8－2 食品安全関係情報（3 月 31 日～4 月 13 日収集分）について

資料 8－3 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 429 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 429 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 14 点ございます。

まず、資料 1－1 が「平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」、その関連資料として資料 1－2 がございます。

資料 2 が「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価予定物質（平成 24 年度）について」。

それから、資料 3－1 が厚生労働大臣からの評価要請書、その関連資料として資料 3－2 がございます。

資料 4－1 から資料 4－3 まだが「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 5 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 6 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

それから、資料 7－1 が「平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）」、資料 7－2 が「平成 24 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）」でございます。

それから、資料 8－1 が「食品安全関係情報について」、資料 8－2 が「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」でございます。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定）」に基づき、同決定の 2 の（１）の①から⑥までに掲げる場合に該当する委員がいるかどうか確認を行いたいと思いますので、事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において確認いたしましたところ、本日の議事について該当委員はいらっしゃいません。

○小泉委員長 確認書の記載事項に変更なく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（１）平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に「平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）」です。

厚生労働省の森口基準審査課長から御報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

資料 1－1、資料 1－2 をお手元をお願いいたします。

資料 1－1 が、今年度評価をお願いしなければならない品目のリストでございます。平成 15 年の法改正を受けまして、平成 18 年から農薬のポジティブリスト制度が始まりました。当初、758 品目の暫定基準を設定したわけでございますけれども、それ以降、毎年計画的に暫定基準の評価をお願いしてきておりまして、現在までに 451 品目評価をお願いしております。まだ暫定基準の設定が 307 品目残っております。その 307 品目のリストが、この資料 1－1 にありますものでございます。個別品目についての説明は割愛させていただきますけれども、国内の農薬取締法の登録があるもの、薬事法で動物薬として承認があるもの、飼料安全法で飼料としての許可を受けているものと

いったもの、それから国際的な評価と、暫定基準の設定のときの基準参照国、どこの基準を参照したということを一覧表でつけたものでございます。この 307 品目について評価を今年度していきたいということで、資料 1－2 で概要を説明させていただきます。

この資料 1－2 の 1. にありますように、現在、451 品目評価を依頼しておりまして、残りが 307 物質ということになっております。これにつきましては、制度発足の際に、当初 5 年間で 758 品目評価をお願いしたいということで毎年評価依頼をしてきたわけですが、さすがにそれができませんので、2. の最初にございますように、平成 22 年 7 月に、さらに 3 年間それを延長させていただきたいということでお願いしたところでございます。そうしますと、3 年延長ですので 25 年 7 月までにとということで、実質今年度ではほぼ終わらさないといけないという状況になってございます。

現在、残る品目は 307 品目でございますけれども、状況をみていただくと、1 枚めくっていただきまして「参考」のほうに 307 品目の内訳が表でございますけれども、一番上の 145 品目というのは、農林水産省より資料提供が見込まれると考えられるものでございまして、内訳としては農薬取締法の登録があるものが 87 品目、それから動物薬としての承認があるものが 52 品目で重なりがございまして、少なくとも国内で農林水産省から情報提供いただけることを期待しているものが 145 品目。それから、基準参照国から資料の入手が見込まれるものが 139 品目で、これは暫定基準策定の際に、ポジティブリスト設定の際に、5 カ国 1 地域ですか、EU と米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの基準を参照したものについては当該国から情報提供をいただけるということで暫定基準を設定していますので、そこから基準設定のデータがもらえると考えたものが 139 品目で、残りは、JMPR で評価をされているけれども基準参照国等がない、国内でも登録がないようなもの、これについては情報を入手するのが難しい可能性がかなり高く、その他の品目についても、毒性データ等がきちんと手に入るかは分からないものが残り 22 品目あるというような状況でございます。しかし、最終年度がもう来ていますので、307 品目についても本当に全部できるかどうかは分かりませんが、一応全品目登録させていただきまして、できるものをできる限り今年度進めていきたいと考えているものでございます。

海外からのものにつきましては、基準参照国に対して、平成 24 年度で実質最後ですということを去年の夏から通知しまして、特に 307 品目残っているうち、どの成分はあなたの国のものを参照しているか伝えて必ず出してくださいというような形でデータ提出依頼を去年夏からしていますので、それで出てこなければ、繰り返し既に何回か文書で、在京大使館を通じて依頼をしているというような形で、できる限り今年度、終わらせたいと思っております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

森口課長が先ほどおっしゃいましたように、例えば、この一覧表の2、3、4はどこも行っていないということですね。

○森口基準審査課長 はい。

○小泉委員長 このようなものは、今調査されていると思いますが、どのように調査されるおつもりでしょうか。

○森口基準審査課長 今年の3月にも一度御説明させていただきましたけれども、2.の2つ目の丸にありますように、63カ国地域の在京大使館に対して確認をしています。その際に、主な国では丸がついていないですけれども、うちの国ではまだあるので残してほしいという意見が出てきたのが50剤ぐらいありまして、これらはそういうものに当たると思いますが、それについては去年の12月に行いまして、そういったものについて当該国から必ず出すかわりに、今回は削除しないというような形としまして、それを8月までにデータを出すようにということを約束させていますので、それを待って検討していきたいと思っています。

○小泉委員長 ありがとうございます。ほかに御意見・御質問ございませんか。

それでは、本件につきましては遅滞なく評価が行われるべきものとされていますので、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされるようよろしくお願いいたします。

森口課長、どうもありがとうございました。

(2) 平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成 24 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）」です。

農林水産省の池田畜水産安全管理課長から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の池田でございます。よろしくお願いいたします。

資料2をごらんいただきたいと思います。

飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質についてということでございまして、飼料中の残留農薬の基準につきましては、暫定的に60ほど定めてございます。これらにつきましては順次評価をお願いしているところでございます。

今年度につきましては、この記にございますとおり、1～31剤につきまして評価をお願いすることを予定をしております。実際の評価に当たりましては、厚生労働省の評価依頼と併せて評価をお願いすることにしております。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして御質問等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましても計画どおり評価依頼がなされますよう、よろしくお願いいたします。

池田課長、どうもありがとうございました。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料3-1にありますとおり、厚生労働大臣から4月18日付で器具・容器包装1案件につきまして食品健康影響評価の要請がありました。

器具・容器包装1案件につきまして、厚生労働省の森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料3-1が依頼書で、資料3-2がその参考資料です。説明資料でございますので、資料3-2をお願いいたします。

食品用の器具・容器包装に再生紙を使用することに関して、今回安全措置として規格基準を定め

たいと考えているものでございます。

紙については、再生というか、回収したものを一度ばらして、またすき直すということで、再生紙というのが幅広く使われているところがございます。板紙、例えばケーキの外箱に使うようなものとか、段ボール、これはほぼ 100%再生紙であるという状況でございます。コピー用紙等も最近では再生紙がほとんどだと思いますけれども、これは再生の過程ですくことで化学物質は随分抜けるわけでございますけれども、やはりバージン品と比べるとインクの残留や、それから回収、再生、特に利用して回収してくる過程でいろいろなものに触れる可能性があるということで、どうしてもバージン品よりはリスクが上がる可能性があるというのが実態ではないかと思っております。

これにつきまして、平成 16 年から平成 18 年にかけて厚生労働科学研究費で、安全性確保に関してどうしたらいいかということ、それから欧米での規制状況等の検討をした上で、さらにリサイクル材料（再生紙）の使用に関するガイドラインとしてどういうコントロールを業界に求めるべきかという検討を平成 22 年に行ってきたところでございます。

これらの検討結果を昨年度、薬事・食品衛生審議会の器具・容器包装部会において議論していただきました結果、特に日本で再生紙の利用用途がない、ただ、水、油等に接する用途ですと非常に抽出されやすく、紙がその本来の性質として、水、油に接しますと構造的にもろくなるということもあって、より含まれているものが出てきやすいということですが、それから、熱をかけますとやはり出てきやすくなるというような、そういった用途については事前の防止措置として今現在そういう用途に実際に使われていないことから、「やめたほうがいいのでは」、「そういう規制をかけたほうがいいのではないか」という御意見をいただいたことから、本日、食品安全委員会に、食品衛生法第 18 条の規格基準としてそういう規制を設けることについて評価をお願いすることになったものでございます。

具体的な用途としては、ここにありますように水、油分が著しく増加する用途として、コーヒーフィルターやティーバッグ、油こし紙のような、そういったフィルター的な用途のもの、それから電子レンジ、オーブン等長時間の加熱を伴う用途としてケーキの焼き型やクッキングペーパー等、そういったようなものを考えているところでございます。

3. にありますように、現在、再生紙が使用されている現状はないというのが、業界団体ヒアリングをした結果で分かっておりますので、リスク防止、未然防止という観点から行うということで、ヒトへの健康には影響するものではないと考えているものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長　ありがとうございます。ただ今の御説明に対して何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

○畑江委員　今、再生紙が使用されている実態は、業界団体のヒアリングでとおっしゃいましたけれども、これ、積極的に調査をしたとか、そういうことはないんですか。

○森口基準審査課長　研究班でも調査をしていただきましたけれども出てきませんでした。さらに、その研究班の報告を得て、今回検討の過程で業界団体、それから、例えば個別企業としてはスターバックスのような国際的な大手メーカー、大手の食品業者に対してもヒアリングもしましたけれども、ないということです。業界で既に自主基準として、こういう用途には使わないということも既に行っているということで聞いております。

○畑江委員　ということは、業界というのは、多分この用途に紙を使うような業界というのはたくさんあると思うんですけれども、スターバックスですと、コーヒーのろ紙ですよね。それ以外に、ちょっと考えただけでもキッチンタオルや天ぶらの敷き紙や紙皿、紙コップ、ちょっと考えただけでもすごくたくさんあるんですけれども、ここに「等」と書いてありますよね。「油こし等」「ケーキの焼き型等」、そういう「等」というのが含まれるのはどんな業界で、全部お調べになったんでしょうか。はっきりとは分からないのですけども。

○森口基準審査課長　紙は流れとしては、例えば古紙を回収する業者さんがいて、それを再生する、板紙とかロール紙にする業者さんがいて、それをさらに用途別にいろいろな形に切り抜いてきたり加工する業者さんがいるわけでございます。このロール紙までは再生紙のものと、それからバージンのものと両方の原料があるわけですけども、それを食品用途に使う製造業者ですね。再生紙、紙の業者ではなくて、それを紙製の器具・容器を作る業者さんで用途別に、この用途であれば再生紙は使う、使わないということで、業界が自主規制しているということでございます。業界団体としては、製紙連合会という、これが全国組織で一番大きいところでございますけれども、そちらで確認しています。

今、畑江委員が言われたように、紙皿やキッチンタオルやキッチンペーパー、そういったものまでは今回対象に考えておりませんので、ティーバッグの紙等、本当に熱をかけてずっと使う、またフィルターとして使うようなものだけを対象に考えておりますので、そこまでは今回、紙の用途の

ある、紙の製品のすべての業界について聞いたということではございません。

○畑江委員 でも、キッチンタオルのような紙は、天ぷらの熱いものをのせたりしますよね。ですから、それもこの用途の中に入るのではないのですか。

○森口基準審査課長 今回、キッチンペーパーは対象に考えていないところでございます。

○畑江委員 それでいいのですか。それは再生紙でもいいということですか。

○森口基準審査課長 一時的な使用については、今回そこまでかけないことで考えております。

今回調査できていますが、水に浸す等、水や油に非常に長時間触れるというようなものしか調査ができておりませんので、それ以外の、例えばキッチンペーパーは、確かに言われるように天ぷらのときに新聞紙を敷いて、その上にキッチンペーパーを置いて油を吸わせるような用途は当然あると思うんですけども、そういうものについてまでは完全に調査ができていないということで、今後さらにそういうものについても調査をした上で考えていきたいと思っています。

○畑江委員 電子レンジにも使いますよね。「電子レンジ、オーブン等」と書いてあるので、いろいろなところで使うと思いますので、そちらのほうもお願いいたします。

○森口基準審査課長 分かりました。今後、調査をして検討させていただきたいと思います。

○畑江委員 ぜひよろしくお願いします。

○小泉委員長 ほかに御意見・御質問ございませんか。

○野村委員 先ほど、業界の自主規制があるというお話でしたけれども、この製紙連合会というのは、紙を使って、今ここに俎上にのっているような製品を作る事業者も、この中に入っているのですか。

○森口基準審査課長 製紙連合会というのは、先ほど言いました真ん中の原紙を作るほうの業者の

団体でございまして、そのほかに、そこからさらに容器・包装を作るところのメーカーのほうに対しても、日本印刷インキ工業連合会とか、容器・包装はどうしても普通は印刷がついていますので、そういうところの団体に対しても調査をしています。先ほど言った自主基準については、製紙連合会がそういう自主基準を作って、容器・包装の製造業者側に対してそういうコントロールをしているということです。

○小泉委員長 ほかに御意見・御質問ございませんか。

○熊谷委員 国外ではどういう規制になっているのでしょうか。

○森口基準審査課長 米国、ヨーロッパも今回研究班で調べていますけれども、アメリカについては、特に再生紙に特化した規格基準というようなものは特にありませんが、CFR で一般的な規定として、再生パルプ中の有毒物質の含有は禁止というような規定が作られています。ただ、具体的に何がどれだけというのは明示されていないというような状況でございます。

ヨーロッパのほうは強制的な規制、規格基準はございませんが、欧州評議会が推奨ガイドラインというような形で示しておりまして、その中で、水分、油分が多い食品への用途については、再生紙について上乘せで規制する。例えば出てきて汚染のおそれがあるようなものについて項目を増やしてチェックする等、そういった規制です。それから、原料についてもきちんと管理しなければいけないというような規定が作られております。ヨーロッパの中でドイツが一番厳しい対応をしておりまして、ドイツでは、これも強制的な規格基準ではないのですが、推奨基準というかガイドライン的なものだと思いますけれども示されていて、その中では今回提案したようなレンジ、オーブン等の加熱用途、それからフィルター用途については再生紙は使ってはいけないというようなことが、既に定められております。そんなことがあるものですから、欧米でも再生紙がこういった用途には使われていないと伺っております。

○小泉委員長 ほかに御意見・御質問ございませんか。

○廣瀬委員 古紙には印刷インキ由来の残存化学物質の溶出が高いということが書かれておりますけれども、この印刷インキ由来の化学物質の中には、例えばどんな毒性物質が入っているのかということ、それから、例えば以前、昔にこういう毒性物質の摂取が TDI を超えた等、そういう事例は

あるのかどうか。その点をお聞きしたいのですけれども。

○森口基準審査課長 厚生労働省の研究班でした調査では、バージン品では溶出試験をいろいろ行ったところ、いずれも検出限界以下ということでございましたけれども、再生紙でみた場合に、例えば鉛がかなりの確率でみつかるということです。ただ、濃度的には相当低い。検出限界 $0.01 \mu\text{g}/\text{cm}^2$ というようなことの中でようやくひっかかるぐらいの数字ですので、数字としては低いんでしょうけれども、フタル酸エステル類の溶出が見つかる等、いずれもバージン紙では出ないんですが、やはり再生紙ではそういうものが出てくることがあり得るということが分かっております。ただ、紙からの溶出量で何か健康被害が生じたという話は今のところ全く聞いたことはございません。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかに御質問ございませんか。

ちょっと教えていただきたいのですが、これ、「等」と書いてありますが、畑江さんが言われたようにどの辺まで入るのかというのが非常に難しいように思ひまして、この「著しく」や「長時間」という文言が、どのように使うのかということは私には分かりかねますが、例えば使い捨て容器等も、人によっては何回も使ったりした場合、非常に対象物質を決めにくいのではないかという気もいたします。

それともう一つは、使われているかどうか、基準を決められた場合に、その後フォローしてチェックされるのでしょうか。本当に使っていないかどうかという点についてはどうなのでしょう。

○森口基準審査課長 これは規格基準を作って、今、委員長が言われたように、対象の範囲を細かく全部基準に書くというのはなかなか難しいと思いますので、その辺は Q&A で例示をどんどん出していきたいと思っています。

実際に強制の規格基準になりますので、その後は、再生紙を使っているかどうか、これは自治体を通じて確認していく。定期的に確認することは当然行われることになると思います。

○小泉委員長 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、この諮問書の下の方に「『用いる』とは」という説明がありますが、その際、「合成樹脂フィルムやアルミ箔が使われている場合は除く」と書いてありますが、やはりこういうようなものも人によって使い方が色々あって、例えば何度も使うと劣化していく場合がありますね。そういうようなものもなかなか規制しにくいのではないかという気がするのですが。

○森口基準審査課長 一応、食品衛生法の建前で言えば、使い捨て容器・包装であれば、使い捨てを前提に安全性を担保するということになるかと思います。ただ、御懸念のように、そういうこともありますので、そういった点について研究や情報収集はした上で、問題があれば、「こういうものは問題がありますから使い捨ててください」、「繰り返し使わないでください」と、そういうような形で消費者啓発等をしていく必要があるかと思いましたので、そのように消費者啓発等をさせていただきたいと思います。

○小泉委員長 この質問をさせていただいたのは、以前、意見交換会で、フライパン等にテフロン加工をしていて、それがはがれたときに非常に健康障害が起きたという情報があると言われていましたが、やはり人によって使い方が違うと、中側のものがしみ出してきたりする可能性もあるのではないかと思ひまして、質問させていただきました。

○野村委員 今回の使い捨ての繰り返し使う話もそうですが、エコの感覚で、実際バージンパルプも高くなっているのですけれども、消費者の間には、逆に何度も使うのがいいのではないかという、そういう感覚もなきにしもあらずで、事業者もまた再生紙についてはエコの上では非常に有効なので、そういう感覚もあるため、この問題はそういう意味では、やはりリスクコミュニケーションをきちんと行わないと、今おっしゃったような懸念が現実のものになりますので、そこはぜひリスクコミュニケーションをしっかりと行っていただくようお願いしたいと思います。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明を聞いた限りにおきましては、本件について、今回設定される規格基準の対象用途として使用する紙製の器具または容器包装に再生紙が使用されている実態は確認されておらず、当該規格基準が遵守されれば再生紙が当該紙製器具または容器包装に使用されることは想定されないことから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられます。したがって、本件は食品健康影響評価を行う必要がない場合として、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると考えられますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、事務局は手続をお願いいたします。

森口課長、どうもありがとうございました。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本3件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いします。

○廣瀬委員 まず、資料4-1「エトフメセート」について御説明いたします。

要約の7ページに沿って概要を説明いたします。

ベンゾフラン環構造を持つ除草剤であるエトフメセートについて、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を行いました。

本剤の作用機序は、細胞分裂の阻害に加えて光合成及び呼吸の抑制によるものと考えられております。

評価に用いた試験成績は、以下に列記したとおりであります。

各種毒性試験の結果、急性毒性試験によるラット LD₅₀ は 5,000 mg/kg 体重超と、非常に毒性は弱く、より長期の試験では、本剤の投与によってラットで体重増加の抑制、それから肝臓に対する影響といたしましてラット、マウス、イヌで肝重量の増加、ラットで肝細胞肥大、変異細胞巢の増加、さらに門脈周囲性の肝細胞の好酸性変化などが認められました。発がん性、神経毒性、繁殖能に対する影響は認められませんでした。ウサギの発生毒性試験におきまして胎児に骨化遅延が認められましたが、ウサギ、ラットとも催奇形性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の 30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で割った 0.3 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

次に、資料4-2「ピリメタニル」について説明いたします。

これについては5ページの要約に沿って説明いたします。

アニリノピリミジン系殺菌剤でありますピリメタニルは、既にポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定されております。本剤につきまして、食品添加物指定の要請書、インポートトレランス設定の要請に関する資料、並びに JMPR、米国、EU 及び豪州が行った評価をもとに食品健康影響評価を実施いたしました。

本剤の作用機序は、糸状菌のメチオニン生合成を阻害して糸状菌を直接死滅させるとともに、植物細胞壁を加水分解する酵素の菌体外への分泌を阻害することによって植物への感染を防ぐとされております。

評価に用いました試験成績は、以下に列記したとおりでございます。

各種毒性試験の結果、ピリメタニルの投与によりまして、ラット、マウス、イヌで体重増加の抑制、それから主にラットで肝細胞肥大、好酸性変異細胞巢の増加といった肝臓への影響や、甲状腺ろ胞細胞の肥大、過形成のような甲状腺への影響、それからマウスでは膀胱結石、それに伴う膀胱移行上皮の増生、これは過形成と同じ意味だと思います。それから包皮・包皮腺炎、精のう、前立腺の炎症や、これらの病変に伴う精嚢、凝固腺、膀胱の拡張など尿路・泌尿器系への影響が認められました。ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が有意に増加いたしました。遺伝毒性は認められず、メカニズム試験の結果、肝臓の UDPGT 活性の増加、 T_3 、 T_4 の減少、TSH の増加による二次的な影響と考えられましたので、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えました。ウサギの発生毒性試験におきまして、母動物に毒性が見られる 300 mg/kg 体重/日で矮小児並びに 13 胸椎及び 13 肋骨の発生頻度の増加が認められましたが、母動物に毒性が見られない用量では胎児に対する影響は認められませんでした。ラット、ウサギとも催奇形性は認められなかったと判断いたしました。

各試験で得られました無毒性量のうち最小値が、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 17 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で割った 0.17 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

次に、資料 4-3 「ペンピラザミン」です。

これにつきましては、資料 5 ページの要約に沿って説明いたします。

ピラゾリノン系抗菌剤、フェンピラザミンにつきまして、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を行いました。

本剤の作用機序は、菌類の細胞膜を構成するステロイド系化合物であるエルゴステロールの生合成経路を阻害することによって、菌類の孢子発芽管の伸長と菌糸生育に対して阻害作用を示すと考えられております。

評価に用いた試験成績は、以下に列記したとおりでございます。

各種毒性試験の結果、フェンピラザミン投与によってラット、マウス、イヌに共通して体重増加の抑制並びに肝細胞肥大、脂肪変性、肝重量の増加のような肝臓への影響、それからラットで甲状腺ろ胞細胞の肥大、マウスとイヌで貧血など造血器系への影響などが認められました。神経毒性、発がん性、遺伝毒性は認められませんでした。ラットの2世代繁殖試験では、親動物で体重増加抑制の見られた用量で平均着床痕数の減少及び着床後損失数の増加が認められました。ラットの発生毒性試験におきましては、母動物に毒性が見られた用量で過剰肝葉及び腎盂拡張といった内臓の変異及び頬骨弓癒合等の骨格変異が観察されましたが、ウサギでは胎児に催奇形性を含めて検体投与の影響は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の12.7 mg/kg 体重／日であったことから、これを根拠として安全係数100で割った0.12 mg/kg 体重／日をADIと設定いたしました。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料4-1から資料4-3に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料4-1をお願いいたします。「エトフメセート」という農薬の評価書案でございます。

こちらの8ページをお願いいたします。8ページの下の方の7. 開発の経緯にございますように、このものは除草剤の一種でございます。次のページに記載がありますが、ポジティブリスト制度の導入に伴い暫定基準が設定されているもので、今般、新規にてんさいについて農薬の登録申請がなされたということでございます。

10 ページから、ローマ数字のⅡ. といたしまして安全性に係る試験の概要となっております。

1. 動物体内運命試験の(1) ラットの①吸収率のところがございますように、ラットでの吸収率は少なくとも70%と推定されております。

そして、次の11ページの④排泄にございますように、最終投与後120時間までに95%TAR以上が尿及び糞中に排泄されまして、主要排泄経路は尿中ということでございます。

14 ページの半ばから2. といたしまして植物体内運命試験がございます。てんさい、それから次のページにライグラス、後作物で試験が実施されておまして、ラットの主要代謝物であるM3等が検出されたということでございます。

20 ページの下の方から6. といたしまして作物残留試験がございます。(1) 作物残留試験で

は、てんさい中への残留は、エトフメセート及び代謝物 M2 とともに可食部では定量限界未満ということでございました。

次のページの（２）後作物残留試験でも、大部分が定量限界未満ということでございます。

毒性試験の関係は 22 ページの下の方からでございます。

25 ページをお願いします。25 ページの下の方になりますが、（４）として 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）がでございます。こちらの試験では神経毒性は認められていないということでございます。

次の 26 ページから、11. として慢性毒性試験及び発がん性試験がございまして、27 ページの（３）２年間発がん性試験、ラットのものです、それから 28 ページでは（４）としてマウスでの 18 か月間の発がん性試験、それから 29 ページの（５）と（６）でラットでの２年間慢性毒性／発がん性併合試験がございまして、発がん性はこれらの試験で認められていないということでございます。

30 ページから、12. として生殖発生毒性試験がでございます。ラットで繁殖能への影響や催奇形性は認められておりません。

次の 31 ページの下の方から、（４）としてウサギでの発生毒性試験がでございます。こちらが ADI の設定根拠となった試験でございまして、胎児で骨化遅延があったということですが、催奇形性は認められていないということでございます。

32 ページに 13. として遺伝毒性試験がでございます。提出された試験成績は陰性ということで、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

34 ページから食品健康影響評価がでございます。暴露評価対象物質については、エトフメセート（親化合物のみ）と設定されてございまして、結論につきましては、先ほど廣瀬委員から御説明いただいたとおりでございます。

次に、資料 4－2 をお願いいたします。「ピリメタニル」に関します農薬・添加物評価書案でございます。

こちらの資料の 6 ページをお願いいたします。7. 開発及び評価要請の経緯にございますように、このものは殺菌剤の一種でございます。我が国では 1999 年に農薬登録されましたが、2005 年に失効したということでございます。今回、高麗人参についてのインポートトレランス設定の要請があったということ、それから、いわゆるポストハーベストに用いたいということで、次の 7 ページに記載がございまして、添加物としての指定要請もあったということでございます。

8 ページから、ローマ数字のⅡ. としまして安全性に係る試験の概要となっております。1. 動

物体内運命試験では、（１）のラットの①吸収の、８ページの下の方になりますが、b. 吸収率のところにございますように、ラットでの吸収率は少なくとも78%と推定されております。

排泄については、10 ページの④として項目がございますが、排泄は速やかで、主要排泄経路は尿中ということでございました。

12 ページの下の方から2. として植物体内運命試験がございます。りんご、ぶどう、にんじん等で試験が実施されておりますが、可食部で特に多く認められた代謝物はございませんでした。

21 ページをお願いいたします。6. として作物残留試験がございますが、こちらは国内での試験成績は提出されておらず、海外の成績しかないということでございます。

22 ページの下の方から毒性試験の関係となっております。

23 ページには急性神経毒性試験の成績が（２）としてございますが、神経毒性は認められていないということでございます。

亜急性試験の関係でも、26 ページに（４）として90日間の亜急性神経毒性試験がございますが、神経毒性は認められておりません。

26 ページの半ばから、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。この26 ページの下の方からの（２）2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）、こちらでは、記載は次のページになりますが、甲状腺に腫瘍が認められたということでございますが、無毒性量の設定はできているということでございます。

28 ページには（３）としてマウスでの80週間発がん性試験がございます。発がん性は認められていないということでございます。

12. 生殖発生毒性試験では、繁殖能への影響や催奇形性は認められていないということであります。

30 ページに13. として遺伝毒性試験がございます。提出されました試験成績は陰性ということで、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

30 ページの下の方から、14. としてその他の試験がございます。こちらの31 ページ、32 ページの（３）、（４）でラットの甲状腺に対する影響についての検討がなされております。33 ページの上の方に、まとめという項目がございますが、げっ歯類の感受性が高いということで、ヒトへ外挿されない機序が考えられておりまして、このものには遺伝毒性もないことから、ヒトへの発がんリスクの可能性は低いと結論されております。

33 ページの下の方から、16. といたしまして耐性菌に関する検討もなされております。腸内細菌叢に影響を及ぼさないと考えられておりますし、（２）では真菌の耐性菌を選択する可能性は低

いと考えられております。

35 ページの（３）耐性の伝達についてでも、真菌間で耐性が伝達される可能性はほとんどないと考えられたということでございます。

36 ページから食品健康影響評価がございします。暴露評価対象物質については、ピリメタニル（親化合物のみ）と設定されております。ADI の記載は 37 ページでございしますが、こちらは、先ほど廣瀬委員から御説明いただいたとおりでございします。

次に、資料４－３「フェンピラザミン」に関する農薬評価書案をお願いいたします。

こちらで 6 ページをお願いいたします。6 ページの下の方に 7. として開発の経緯がございします。このものは殺菌剤の一種でございまして、今般、新規にトマト、なす、きゅうり等への登録の申請があったということでございします。

7 ページから、ローマ数字のⅡ. として安全性に係る試験の概要となっております。1. 動物体内運命試験では、記載は 8 ページになりますが、②吸収率のところにありますように、吸収率は少なくとも 90%と考えられております。

そして、12 ページに（４）として排泄の項目がございしますが、このものの排泄は速やかで、主要排泄経路は尿中ということでございします。

13 ページから、2. といたしまして植物体内運命試験がございします。ぶどう、レタス、なたねで試験が行われておりまして、比較的多く残留しました代謝物は、ラットでの代謝物でもある B というものでございしました。

20 ページをお願いいたします。6. といたしまして作物等残留試験がございします。代謝物 B も含めた試験成績がございしますが、代謝物 B の残留は多いものではなかったということで、フェンピラザミンの推定摂取量につきましては表 18 に記載があります。

21 ページから毒性試験の関係となっております。

22 ページには、（２）として急性神経毒性試験がございしますが、神経毒性はございせんでした。

亜急性毒性の関係では、23 ページの下の方から（３）として 90 日間の亜急性神経毒性試験の成績がございしますが、こちらでも神経毒性は認められておりません。

24 ページの半ばから、11. として慢性毒性試験及び発がん性試験となっております。こちらの（２）2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、ラットの試験でございしますが、こちらが ADI の設定根拠となった試験でございします。肝臓等に所見が認められており、所見については 25 ページに記載がございします。

25 ページの下の方から、（３）として 18 か月間発がん性試験、マウスの試験がございますが、発がん性は認められていないということでございます。

26 ページから 12. として生殖発生毒性試験がございます。（１）２世代繁殖試験、ラットの試験では、記載は次の 27 ページになりますが、親動物の雄で無毒性量の設定はできておりませんが、ラットにつきましては、より低い用量で長期間実施された試験がございまして、そちらでは無毒性量の設定ができていないということでございます。

28 ページの（２）ラットでの発生毒性試験では、母体毒性の認められる高い用量で、胎児に内臓変異や骨格変異が観察されましたが、28 ページの下の方の（３）ウサギでの発生毒性試験では催奇形性は認められておりません。

29 ページに 13. として遺伝毒性試験がございますが、提出された試験成績は陰性であり、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

32 ページから食品健康影響評価がございます。暴露評価対象物質は親化合物のみという設定でございまして、結論につきましては、先ほど廣瀬委員から御説明いただいたとおりでございます。

以上の３件につきましては、本日の委員会終了後、５月 25 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

気になったところがあるのですが、この資料 4－3 の 20 ページに、食品から摂取されるフェンピラザミンの推定摂取量というのがございますが、国民平均が 88.6 で、高齢者も妊婦も小児もそれより非常に下回っているということは、高齢者、妊婦、小児以外はかなり摂取量が多いと解釈してよろしいのでしょうか。

○坂本評価課長 こちらの詳細は、39 ページに別紙 4 として推定摂取量がございますが、高齢者の 69.3 と国民平均の 88.6 の違いをどのくらい違っているかとみるかといったところもあるかとは思いますが、ぶどうとかトマトの残留値が摂取量との関係で影響しているかとは思われます。

○小泉委員長 人口当たりにすると、小児はどれぐらいの割合でしょうか。今時、高齢者が 2 割ぐらい人口割合を占めていますね。妊婦はそんなに多くないでしょうけれども、そうすると、何か平

均値が高いような気がするのですが。ほかのものも探しましたが、ほかの農薬は載っていなかった
ので比較できなかったのですが。

○坂本評価課長 数字の問題ですので、念のため、後ほど数字を確認して、それを御報告するとい
うことでよろしいでしょうか。

○小泉委員長 はい、結構です。

ほかに御意見ないようでしたら、そこを確認の上、本3件につきましては意見・情報の募集手続
に入ることといたします。

(5) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。
まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料5の4ページの要約に沿って概要を説明します。

除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統について、申請者提出の資
料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本ワタは、*Streptomyces hygroscopicus* に由来する改変ビアラフォス耐性遺伝子及び *Bacillus*
thuringiensis に由来する *cry2Ae* 遺伝子を導入して作出されており、改変ホスフィノトリシンア
セチル基転移酵素及び Cry2Ae タンパク質を発現することで、除草剤グルホシネート及びチョウ目
害虫による影響を受けずに生育できるというものです。遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評
価基準に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

詳細等については事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして補足の御説明をいたします。

こちらの5ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ．評価対象食品の概要のところをご覧くださいと思いますが、このものは、

今、長尾委員から御説明いただきましたように、改変 PAT タンパク質というものと Cry2Ae タンパク質というものを発現することで、除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫による影響を受けずに生育できるとされているワタでございます。

ローマ数字のⅡ．食品健康影響評価につきまして、次の 6 ページをお願いいたします。4．といたしまして、宿主と組換え体との食品としての利用方法及びその相違に関する事項という項目で整理されておりますが、収穫時期と貯蔵方法、摂取部位、摂取量、調理及び加工方法につきましては、従来のワタと変わらないものでございます。

6 ページの下の方の 6．安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項でございますが、宿主との相違点は、改変 PAT タンパク質及び Cry2Ae タンパク質を発現することでございます。その下に記載がありますように、このものの安全性評価においては、既存のワタとの比較が可能と判断されたということでございます。

7 ページの下の方から、第 4 としてベクターに関する事項がございます。こちらの 1．や 2．にございますように、導入用プラスミドの構築に用いられたプラスミドの塩基数や塩基配列等は明らかになっているということでございます。また、8 ページの（5）になりますが、伝達を可能とする塩基配列は含まれていないということでございます。

10 ページをお願いいたします。10 ページには、5．といたしまして、構築された発現ベクターに関する事項が整理されております。導入用プラスミドに関しましては、塩基数や塩基配列等は明らかになっているということでございます。（2）にありますように、目的以外のタンパク質を発現するオープンリーディングフレームは含まれていないということでございます。そして、（4）にありますように、目的外の遺伝子の混入はないということでもあります。

11 ページから、第 6 として組換え体に関する事項が整理されております。

12 ページには、（2）にオープンリーディングフレームについての検討がございまして、8 アミノ酸以上の 10 個のオープンリーディングフレームと既知の毒性タンパク質との相同性の有無を確認するために、データベース検索が行われまして、相同性を示す既知の毒性タンパク質は見出されていないということでございます。アレルゲン性につきましてもデータベース検索が行われまして、35%以上の相同性を示す既知のアレルゲンは見出されていないということでもあります。

13 ページ半ばから下のところに、3．といたしまして遺伝子産物（タンパク質）が一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かの検討もなされておりますが、最後に記載がありますように、一日蛋白摂取量の有意な量を占めることはないと考えられております。

その下のところから、アレルギー誘発性に関する事項がございまして、挿入遺伝子の供与体のア

レルギー誘発性については報告がないこと、遺伝子産物のアレルギー誘発性の報告もないこと、それから、14 ページの（３）では人工胃液、人工腸液、さらには加熱処理に対しての検討がなされておまして、結論的には 15 ページになりますが、それぞれの結果から、15 ページの半ばにありますように、改変 PAT タンパク質及び Cry2Ae タンパク質については、アレルギー誘発性を示すデータがないことの確認がされているところでございます。

15 ページの半ばの 5. では、組換え体に導入された遺伝子の安定性に関してでございますが、3 世代にわたりましたサザンブロット分析で挿入遺伝子が世代間で安定しているということが確認されているということでございます。

その下の 6. では、遺伝子産物が宿主の代謝系に影響を及ぼす可能性は低いと考えられるということでございます。

7. 宿主等の差異に関する事項では、主要構成成分等につきまして、挿入遺伝子による影響と考えられます一般の商業ワタ品種との差異は認められていないということでございます。

16 ページの下から 2 行目で、EPA について「米国環境保護局」となっておりますが、こちらは「米国環境保護庁」と修正してパブリックコメントにかけたいと思います。申しわけございませんでした。

その次のページ、17 ページにはローマ数字のⅢ. といたしまして食品健康影響評価結果がございます。結論につきましては先ほど長尾委員から御説明いただいたとおりでございます。本件につきましては、本日の委員会終了後、5 月 25 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

ないようですので、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

（６）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。
事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして御説明いたします。

資料6は、アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統に関する遺伝子組換え食品等評価書でございます。

こちらの5ページをお願いいたします。ローマ数字のⅠ．評価対象食品の概要でございますが、このものは、改変 AAD-1 タンパク質を発現することで、アリルオキシアルカノエート系除草剤の影響を受けずに生育できるとされているトウモロコシでございます。

ローマ数字のⅡ．食品健康影響評価につきましては、評価基準に基づいた検討が各項目についてなされているところでございます。

6 ページの下の方の6．では、安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項として、宿主との相違点は、先ほど申し上げた改変 AAD-1 タンパク質が発現するというので、このものの安全性評価においては、既存のトウモロコシとの比較が可能と判断されたということでございます。

16 ページをお願いいたします。16 ページの下の方には、ローマ数字のⅢ．といたしまして食品健康影響評価結果がでございます。安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということでございます。

最後のページをお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございますが、本件につきまして、4月13日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はなかったということでございます。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知したいと考えております。
説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日食品安全委員会決定）」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断したということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(7) 平成 24 年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査対象課題の案について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）及び平成 24 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について」です。

調査・研究企画調整会議の座長の廣瀬さんから報告をお願いします。

○廣瀬委員 去る 4 月 23 日に開催いたしました第 10 回調査・研究企画調整会議におきまして、平成 24 年度食品健康影響評価技術研究課題の新規対象課題及び平成 24 年度食品安全確保総合調査対象課題について審議を行い、案をとりまとめましたので報告いたします。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、資料 7-1、資料 7-2 に基づきまして御説明申し上げます。

まず、資料 7-1 でございますけれども、1 枚めくっていただきますと、この公募型委託研究であります食品健康影響評価技術研究の 24 年度の新規対象課題案の一覧でございます。

これらの選定の経緯を御説明させていただきますと、昨年の 12 月 8 日開催の食品安全委員会会合におきまして研究の対象領域が決定されました。その研究の対象領域に対応した研究課題の募集を本年の 1 月 8 日から 2 月 2 日までの間行いましたところ、48 の研究課題の応募がございました。課題の選定の審査につきましては、8 名の先生方から成る研究運営部会におきまして、まず書面による審査によって 6 課題が選定され、この 6 課題につきまして 4 月 9 日の研究運営部会におきまして主任研究者からのヒアリングによる審査が行われました。このヒアリング審査の結果を基に、4 月 23 日の研究運営部会において 6 つの課題ごとに評価所見について御審議をいただき、その結果、平成 24 年度の審議課題（案）として、ここにありますような 4 課題が選定されたものでございます。

この表でございますけれども、左側から「受付番号」、それから「研究課題名」、「主任研究者（所属機関）」、「研究の概要」、それから「評価の所見」、「評価点」となっております。

それでは、選定された研究課題名を御報告させていただきます。

1 件目は、「酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析」でございます。

2 件目が、「食肉の寄生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発」でございます。

3 件目が、「食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究」でございます。

4 件目が、「ハイリスクグループにおける評価に関する研究－不確実係数の妥当性について」でございます。

これら4件の内容につきましてでございますけれども、4月23日の調査・研究企画調整会議におきましては、後ほど御説明いたします食品安全確保総合調査の対象課題と内容の重複がないことは確認されてございます。

本日、この資料7-1の内容をお認めいただきましたならば、事務局より各主任研究者にこの結果を通知いたしまして、研究の委託契約の締結に向けた手続を進めてまいりたいと考えてございます。なお、採択されなかった課題の研究者に対しては、非採択の旨の通知をしたいと考えてございます。

続きまして、資料7-2をごらんください。平成24年度の食品安全確保総合調査の対象課題の案でございます。

これにつきましては、本年4月18日に開催した調査選定部会におきまして対象課題の案が選定され、4月23日の調査・研究企画調整会議に報告、審議されたという経過でございます。4課題が選定されてございます。

めくっていただきますと、「調査課題名」と「調査目的」ということで記されてございます。課題名を報告させていただきます。

1 件目が、「ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査」。

2 件目が、「陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査」。

3 件目が、「食品健康影響評価（自ら評価）を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析」。

4 件目が、「食中毒原因微生物の評価モデルに関する調査」でございます。

本日、この資料7-2の内容をお認めいただきましたならば、入札手続等、調査の実施に向けた

手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。

○熊谷委員 内容についてではなく、文言について若干修正が必要だと思われる点があります。資料 7-1 の 2 ページ目の「研究の概要」という枠があって、その受付番号 22 番の寄生虫の部分ですが、3 行目の「と畜法」が「と畜場法」で、それから、下から 3 行目の「食肉検査」、この後に「等」を入れていただいたほうが、抗体の検査等も、血清もたしかあの話の中に入っていましたので、それを入れたほうがいいと思います。

それから、資料 7-2 の一番最後のページの「調査目的」の 2 つ目のパラグラフで、これも内容的なものではなくて文章上のもので、最初に「そのため」とありますけれども、これを「そこで」に変えることと、それから、その 3 行目に「使用可能となるか、」になっていますが、「使用可能となるかどうかを確認するために、」というような修正をお願いしますでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 まず、資料 7-1 の 22 番のものにつきましては、申請書類も確認した上で、基本的には先生御指摘のような形で修正をさせていただきたいと考えています。

それから、資料 7-2 の調査事業につきましても、「そのため」を「そこで」に変えて、「使用可能となるか、」の部分につきましては、「使用可能かどうかを確認するため、」という形に変えたいと思います。

これについては、調査研究・企画調整会議からの報告でございますので、今後、いろいろ調査事業の入札等にかかる際に、今のような修正で、この調査目的等を記載したいと考えています。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題及び平成 24 年度食品安全確保総合調査対象課題につきましては、案のとおり決定することといたします。

(8) 食品安全関係情報(3月31日～4月13日収集分)について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（3月31日～4月13日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、資料8-1、資料8-2に基づきまして御報告いたします。

資料8-1は、この期間におきます収集件数ということで、この期間におきましては146件収集してございます。

資料8-2でございすけれども、今回取り上げます主な情報ということでございすが、1件ございす。欧州委員会（EC）健康消費者保護総局が公表した、シュマーレンベルグウイルスに関する情報でございす。本件につきましては、2月8日に公表して、その後、4月13日に情報が更新されているものでございす。

内容でございすが、1番でシュマーレンベルグについての説明がございす。

このウイルスは、最初に同定された場所がドイツということでございすけれども、その場所にちなんで命名されたウイルスということでございす。ゲノム情報から、オルトブニヤウイルス属のシンプ血清群に属するウイルスであることが確認されているというものでございす。この群に属するウイルスは、主にアジア、オーストラリア、アフリカ、中東の反すう動物から検出され、主に蚊またはヌカカにより伝搬される。動物から動物への直接的な感染は、ウイルス血症の母獣から胎児への胎盤感染以外には確認されていないという群の中の一つのウイルスということでございす。

一番下の4番の発生国をごらんください。複数のEU加盟国で反芻動物の不審な流産、死産、または先天性奇形の報告を公表している。現在までに当該疾病が発生した国は、ドイツを初め8カ国になっているということでございす。

2番の欧州連合は何を行っているかということで、（1）以降、ECなりEFSAでの取り組みが書いてございすけれども、（5）番で、EU加盟国の各主任獣医官はECと協議をいたしまして、ECの作成した情報短信を承認したということで、その情報短信の概要ということでございすけれども、1）にありますとおり、このウイルスがヒトに病気を起こす可能性を示す証拠はない。2）ですけれども、生体動物、あるいはそれに由来する肉、乳、畜産副産物が、このウイルス感染のリスクをもたらすとは考えられないということで、EUは、他のオルトブニヤウイルスと同様に貿易規制を行っていない。3）でございすけれども、EUは、EU域内で生産された反すう動物及びこれ

らに由来する製品の輸出に対する規制措置は必要とないと考えerということでございます。

3番でリスクについて整理してございますけれども、当該ウイルスがヒトに対して病気を引き起こす可能性を示す証拠はない。欧州疾病予防管理センターは、人獣共通感染症のリスクについて評価を行い、「当該のウイルスがヒトに病気を引き起こす可能性はほとんどないが、現段階において完全に排除することができない」と結論付けているというものでございます。

めくって裏をごらんいただきますと、関連情報として海外の OIE、EFSA、その他の国々の情報の URL を掲載してございます。

下のほうに国内の関連情報といたしまして、農林水産省のほうでシュマレンベルグウイルス感染症に関する情報をホームページで掲載してございます。この中では、我が国におけます家畜衛生、動物衛生の観点からの取り扱いについて記載されているところでございます。

御報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(9) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 ございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次の委員会会合につきましては、再来週、5月10日木曜日、14時から開催を予定しております。

また、再来週の5月8日火曜日、14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第429回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。